

県南広域振興局長告示第114号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年10月19日

県南広域振興局長 細川倫史

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
胆沢郡金ヶ崎町西根前野45番5、45番8、45番11、 46番3及び385番2並びに鑓水東2番9及び2番11	80.09	4.00～6.00	平成30年10月1日

備考 関係図書は、県南広域振興局土木部及び金ヶ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。